様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　第０７５２０１０８６５７号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　山口県下関市長府扇町６番２１号

氏　名　　有限会社加藤産業
代表取締役　加　藤　　喬　士
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

優良

産業物の処理及び清掃に関する法律 ~~第１４条第６項~~ 第１４条の２第１項 の許可を受けた者であることを証する。

下関市長　前　田　　晋　太　郎　印

環境部 下関市長印 専用

許　可　の　年　月　日　　令和５年１１月１０日

許可の有効年月日　　令和１２年１１月９日

１．事業の範囲

事業の区分
・中間処理（選別処分、破砕処分、切断処分）

産業廃棄物の種類
・選別処分：　廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、がれき類
以上７種類（自動車等破砕物を除く。）
これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。
金属くず、汚泥（廃乾電池に限る。）　以上２種類（自動車等破砕物を除く。）
これらは、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

・破砕処分：　紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類
以上５種類（自動車等破砕物を除く。）
これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。
金属くず、ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、廃プラスチック類
以上３種類（自動車等破砕物を除く。）
これらは、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

・切断処分：　廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
以上７種類（自動車等破砕物を除く。）
これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

２．事業の用に供するすべての施設
・別紙記載のとおり

３．許可の条件
・施設稼動時において、騒音・振動及び粉じん対策を講じること。
・アタッチメントを２台同時に稼働させないこと。

４．許可の更新又は変更の状況
・別紙記載のとおり

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　~~無~~

以 下 余 白

別紙

（表面）

２．事業の用に供するすべての施設

・選別施設（磁選機）～

（１）　設　置　場　所：　山口県下関市大字小野字横竹１１３７番１

（２）　設 置 年 月 日：　平成２３年１１月１０日

（３）　産業廃棄物の種類：　廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず　以上３種類

（４）　処　理　能　力：　廃プラスチック類　７．２ｔ／日
金属くず　１０．０ｔ／日
ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず　４．８ｔ／日

・選別施設（バックホー）　～

（１）　設　置　場　所：　山口県下関市大字小野字横竹１１３７番１

（２）　設 置 年 月 日：　平成２３年１１月１０日

（３）　産業廃棄物の種類：　廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、がれき類　以上７種類

（４）　処　理　能　力：　廃プラスチック類　２４．０ｔ／日
紙くず　３５．０ｔ／日
木くず　１０６．０ｔ／日
繊維くず　４０．０ｔ／日
ゴムくず　２７．０ｔ／日
金属くず　１５９．０ｔ／日
がれき類　６０．０ｔ／日

・選別施設（磁選機）～

（１）　設　置　場　所：　山口県下関市長府扇町５番６８、６９

（２）　設 置 年 月 日：　平成３０年４月２７日

（３）　産業廃棄物の種類：　汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類　以上９種類

（４）　処　理　能　力：　金属くず、汚泥（廃乾電池）　４７１．２ｔ／日
廃プラスチック類　１４５．８ｔ／日
紙くず　１２５．１ｔ／日
木くず　２２９．４ｔ／日
繊維くず　５０．０ｔ／日
ゴムくず　２１７．１ｔ／日
金属くず　４７２．０ｔ／日
ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず　４１７．２ｔ／日
がれき類　６１７．８ｔ／日

・破砕施設（蛍光灯破砕機）～

（１）　設　置　場　所：　山口県下関市長府扇町５番６８、６９

（２）　設 置 年 月 日：　平成３０年４月２７日

（３）　産業廃棄物の種類：　廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず（蛍光ランプ、HID ランプ及び放電ランプに限る。）
以上３種類

（４）　処　理　能　力：　１．９１ｔ／日

・破砕施設（破砕機）～

（１）　設　置　場　所：　山口県下関市長府扇町５番６８、６９

（２）　設 置 年 月 日：　平成３０年９月２０日

（３）　産業廃棄物の種類：　廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、がれき類
以上８種類

（４）　処　理　能　力：　廃プラスチック類　４．５２ｔ／日
紙くず　３．２８ｔ／日
木くず　４．９２ｔ／日
繊維くず　４．４１ｔ／日
ゴムくず　４．６５ｔ／日
金属くず　３．３７ｔ／日
ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず　４．９７ｔ／日
がれき類　４．４１ｔ／日

・切断施設

（１）　設　置　場　所：　山口県下関市長府扇町５番６８、６９

（２）　設 置 年 月 日：　平成３１年4月１７日
令和7年2月4日　アタッチメント追加（Ｃ－４５０Ｐ）

（３）　産業廃棄物の種類：　廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
以上７種類

（４）　処　理　能　力：

	（ＭＣＴＳ－１２０）	（Ｃ－４５０Ｐ）
廃プラスチック類	３．９２ｔ／日	３．７０ｔ／日
紙くず	３．３６ｔ／日	３．１７ｔ／日
木くず	６．１６ｔ／日	５．８１ｔ／日
繊維くず	１．３４ｔ／日	１．２７ｔ／日
ゴムくず	５．８２ｔ／日	５．４９ｔ／日
金属くず	１２．６６ｔ／日	１１．９３ｔ／日
ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	１１．２０ｔ／日	１０．５６ｔ／日

４．許可の更新又は変更の状況

当初許可年月日　……　平成２３年１１月１０日
更新許可年月日　……　平成２８年１１月１０日（優良認定）
変更許可年月日　……　平成３０年　４　月２７日
（選別施設の追加、破砕施設の追加、「汚泥（廃乾電池に限る。）」の追加）
変更届出年月日　……　平成３０年　９　月２０日（破砕施設の追加）
変更許可年月日　……　平成３１年　４　月１７日（切断施設の追加）
更新許可年月日　……　令和　５　年１１月１０日
変更届出年月日　……　令和　７　年　２　月　４　日
（切断施設の処理能力訂正、アタッチメントの追加）